

# 島根県報

第一、五〇九号

平成十五年九月三十日

(火曜日)

### 規 則

#### 目 次

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

二

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定

(健康福祉総務課)

二

県営土地改良事業計画の変更(三件)

(農村整備課)

三

保安林の指定

(森林整備課)

四

保安林の指定の解除(九件)

( "

四

保安林予定森林(三件)

( "

七

大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定に基づく意見の概要

(経営支援課)

八

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出

( "

八

道路の区域の変更

(道路維持課)

九

道路の供用開始

( "

九

急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)

(砂防課)

二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)

(砂防課)

二

### 公 告

都市計画公聴会の開催

(都市計画課)

一六

開発行為に目する工事の完了(二件)

( "

一八

公布された条例等のあらまし

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第九四号) 規則の概要

1 独立行政法人個別法等の施行に伴い、引用する法人の名称を改めることとした。

改正前	改正後
簡易保険福祉事業団	日本郵政公社
緑資源公団	独立行政法人緑資源機構
日本鉄道建設公団	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
緑資源公団	独立行政法人緑資源機構
水資源開発公団	独立行政法人水資源機構
心身障害者福祉協会	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金

### 2 改正を要する規則

(1) 島根県事務決裁規則

(2) ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

(3) 看護学生修学資金貸与規則

(4) 島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則

### 二 施行期日

平成十五年十月一日から施行することとした。

規 則

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十四号

独立行政法人等に係る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第一条 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木部の表道路建設課の項第一号部長専決事項の欄の2中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表第五支庁及び農林振興センターの項第三十号地方機関の長専決事項の欄の4中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

(ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部改正)

第二条 ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成四年島根県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号及び第三号を次のように改める。

二 独立行政法人緑資源機構

三 独立行政法人水資源機構

第九条第五号を次のように改める。

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第九条第九号を次のように改める。

九 日本郵政公社

(看護学生修学資金貸与規則の一部改正)

第三条 看護学生修学資金貸与規則(昭和三十七年島根県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号に規定する施設

(島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部改正)

第四条 島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則(昭和五十五年島根県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、同条中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金(以下「農林漁業信用基金」という。)」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

告 白

示 示

島根県告示第七百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業		訪問看護ステーション・居宅介護事業者・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地			名称	所在地	
有限会社 まめなか屋	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ二一一番地五	福祉用具貸与	福祉用具貸与	有限会社 まめなか屋	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ二一一番地五	平成十五年八月十日
有限会社 松原産業	大原郡木次町大字木次九四番地一	福祉用具貸与	福祉用具貸与	有限会社 松原産業	大原郡木次町大字木次九四番地一	平成十五年八月二十九日
有限会社 新寿荘	八束郡玉湯町大字玉造三三七	通所介護	通所介護	さくら介護湯 玉造温泉 新寿荘	八束郡玉湯町大字玉造三三七番地	平成十五年九月一日

島根県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、悠YOUおおち北（川本）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関する異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
悠YOUおおち北（川本）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
川本町役場

島根県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、悠YOUおおち北（川本）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関する異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
悠YOUおおち北（川本）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
川本町役場

島根県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、悠YOUおおち北（桜江）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関する異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
悠YOUおおち北（桜江）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
川本町役場

事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更を異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち北(桜江)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計

画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

桜江町役場

島根県告示第八百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をしますので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

隠岐郡五箇村大字北方字向田一六三三の四、一六二四の三、一六二六の三、一六二七の二、一六二八の二、一六三〇の二、一六三〇の三、一六三三、一六三三、一六三三の二、一六三四、一六三四の二、一六三五、一六三六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び五箇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字雲津五九三の一・五九四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により

告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八束郡八雲村大字熊野四四九四の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
能義郡伯太町大字峠之内七八六の四三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
農道用地とするため

島根県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大原郡木次町大字西日登五六〇の一、二五四九の三、二五五一、二五四三・二五四七・二五四九の一・二五四九の二・二五五〇・二五五一・二五五六の一・二五八〇から二五八三まで・二五八六の一（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
簸川郡佐田町大字高津屋字朝日四九六の二三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
農道用地とするため

島根県告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字原田一一七六の三、一一七八の六、一一七八の九、一一七八の一一、一一七八の一四、一一七八の一六、一一七八の一七、一一八一の二から一一八一の四まで、一一八一の七、一五六五の四、一五六五の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡湖陵町大字畑村九七三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字極楽山一五四八の二、字阿式一七三九の一〇、一七三九の一、一七四四の一七、一七四四の一八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字鮎返八〇八の五、八二〇の六、八二〇の一〇、八二〇の一、八一の六、八一の七、八一の一、八一の五、八一の一〇、八一の一九から八一の二三まで、字掛橋八一四の三八、字下荷場谷八三二の五、八三八の四、八三九の九、字上荷場谷八四五の四、八四六の九、八四六の一〇、八四七の七、八四八の八、字斧作八七九の三八から八七九の四〇まで、八七九の四二、字

桑畑八八〇の四

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字西谷二 八〇七の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百十二号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

出雲市西神西町字市場五五、五六、六一、一六五二の一、一六五二の二、一六五二の一六五四、一六五四の一、一六五五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字亀高三四八七、三五一八の一〇、三五七七の一、三五七七の二、三五七八の二、三五七九、三五八〇の二から三五八二の五まで、三五八二の一三、三五八二の一四、三五八二の一六、三五八二の一七、三五八二の二〇、三五八四から三五八九まで、三五九三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

三十条の二第一項の規定により告示する。  
平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂七三四、三二〇二の三九、三二〇二の七八、三二〇一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百十五号

平成十四年島根県告示第二百二十九号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による意見を述べたので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。  
平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいらない松江南店(仮称) 島根県松江市乃木福富二二街区

二 意見の概要

1 駐車場の出入口の位置並びに来客への案内経路及びその方法を、周辺の交通渋滞及び交通安全に配慮して検討すること。

(一) 出入口3及び4における出入庫方向の制限並びに出入口5における「右折禁止・一方通行」などの自主規制看板設置を検討すること。

(二) 駐車場構内における路面表示等による来客車輛の誘導、繁忙期における交通整理員の配置など適切な措置について検討すること。

2 駐車場からの騒音発生を防止するため、営業時間外における駐車場の適切な管理及び来客者等に対する表示看板による呼びかけ等の対策を検討すること。

三 縦覧場所

松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第八百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。  
平成十五年九月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 島根県出雲市矢野町八六四・一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田欣史 広島県福山市春日町六丁目五番四号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前)午後八時 (変更後)午後九時



県道線	道路の種類	路線名	道路の区間		変更前後の敷地の幅員		延長	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
			前	後	前	後			
松江鹿島美保関線	一般国道	三百十四号	仁多郡横田町大字下横田一三七番三地先から同大字四八番三地先まで	仁多郡横田町大字上田所一四四番四地先から同町大字下田所一〇八四番二地先まで	九・〇〇〇 二五・〇〇〇	一、六五五・〇〇〇	松江土木建築事務所	"	
"	"	二百六十一号	邑智郡瑞穂町大字上田所一四四番四地先から同町大字下田所一〇八四番二地先まで	邑智郡瑞穂町大字上田所一四四番四地先から同町大字下田所一〇八四番二地先まで	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	七四四・〇〇〇	川本土木建築事務所	"	
"	"	二百六十一号	仁多郡横田町大字下横田一三七番三地先から同大字四八番三地先まで	仁多郡横田町大字上田所一四四番四地先から同町大字下田所一〇八四番二地先まで	八・五〇〇 二七・〇〇〇	一、〇四〇・〇〇〇	仁多土木事務所	道路改良工事 拡幅	

- (二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯  
 (変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分  
 (変更後) 午前九時三十分から午後九時三十分
- 4 変更の年月日  
 平成十五年九月二十日
- 二 届出年月日 平成十五年九月十八日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先  
 松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課
- 2 意見書に記載すべき事項  
 (一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
 (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (四) 意見の内容  
 (五) 意見を述べる理由
- 3 その他  
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第八百十八号  
 道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

		"		"		"		"					
		玉湯吾妻山線		松江木次線		川本波多線		掛合大東線					
		仁多郡仁多町大字三成五四〇番地先から同大字五二四番一地先まで		仁多郡仁多町大字高尾一七八七番八地先から同大字一七八七番四地先まで		大原郡大東町大字飯田三〇三番一六地先から同大字三三四番一地先まで		飯石郡掛合町大字波多一四八番二地先から同大字一三七番四地先まで		大原郡木次町大字東日登四二五番二地先から同町大字寺領五三九番四地先まで			
前	後	前		後	前		後	前	後	前	後		
A	A	B	A	A	B	A	後	前	後	前	後		
一一・五〇 三九・〇〇	一一・五〇 三九・〇〇	七・〇〇 一〇・〇〇	一一・五〇 三九・〇〇	一一・五〇 二三・〇〇	六・〇〇 八・〇〇	一一・五〇 二三・〇〇	一七・〇〇 三五・〇〇	一四・五〇 二二・五〇	一三・〇〇 二四・〇〇	一一・〇〇 一五・〇〇	七・五〇 三一・〇〇	五・〇〇 二五・五〇	一六・〇〇 三二・〇〇
八九・〇〇	八九・〇〇	一一四・六〇	八九・〇〇	一二五・〇〇	一四〇・〇〇	一二五・〇〇	二五〇・〇〇	二四三・〇〇	一三四・〇〇	一三四・〇〇	三二七・五〇	三二七・五〇	一、六五五・〇〇
仁多土木事務所						木次土木建築事務所							
"	ダブルウェイ解消 仮設道撤去	"	上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。	ダブルウェイ解消 仮設道撤去	"	上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。	"	"	"	"	"	"	"

知夫島線			外園高松線			下横田出雲三成 停車場線																							
後			前			後			前			後			前														
B			B		A	B			B		A	A			A		B												
三二・〇〇〇 九四・〇〇〇			三一・〇〇〇 九四・〇〇〇		六・五〇〇 八・五〇〇	一七・〇〇〇 八七・〇〇〇			一七・〇〇〇 八七・〇〇〇		六・五〇〇 八・五〇〇	一六・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇			一六・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇		八・五〇〇 一五・〇〇〇	一一・七〇〇			一一・七〇〇		六・八〇〇	一一・五〇〇 三九・〇〇〇			七・〇〇〇 一〇・〇〇〇		
八〇・〇〇〇			八〇・〇〇〇		一九〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇			九〇・〇〇〇		一九〇・〇〇〇	六三・〇〇〇			六三・〇〇〇		一一五・〇〇〇	三六一・〇〇〇			三六一・〇〇〇		二三八・〇〇〇	八九・〇〇〇			一一四・六〇〇		
隠岐支庁						出雲土木建築事務所																							
ダブルウェイ解消 村道移管			"			ダブルウェイ解消 村道移管			"			ダブルウェイ解消 村道移管			"			ダブルウェイ解消 橋梁撤去			"			ダブルウェイ解消 仮設道撤去			上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。		

		隠岐郡知夫村字猫ヶ岩谷一七七四番一地从先から同字一七七三番一地从先まで	
後 B	前 B	A	
一一・〇〇〇 八七・〇〇〇	一一・〇〇〇 八七・〇〇〇	六・五〇〇 八・五〇〇	一五〇・〇〇〇
九〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇		〃
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管			

島根県告示第八百十九号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
県道	川本波多線	飯石郡掛合町大字波多一四八番三地从先から同大字一三七番四地从先まで	一三四・〇〇〇メートル	平成十五年九月三十日	木次土木建築事務所	
〃	〃	仁多郡仁多町大字高尾一五八一番一地从先から同大字三四八番六地从先まで	四二〇・〇〇〇	〃	仁多土木事務所	
〃	〃	仁多郡仁多町大字三成五四三番一地从先から同大字一四一四番一五地从先まで	一三六・〇〇〇	平成十五年十二月一日	〃	
〃	浜田港線	浜田市瀬戸ヶ島町二七番二八地从先から同町一四一番九地从先まで	一六一・〇〇〇	平成十五年十月一日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第八百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日  
一 区域の名称 上宮内  
二 土地の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線により囲まれた区域

島根県知事 澄田信義

郡市町村大字	字	地番	標柱番号
八束			
八雲			
熊野			
		四八八二番一	一号
		四八八三番一	二号及び三号
		四八八八番	四号
		四八九〇番	五号
		四八九一番一	六号
		八一八番六	七号
		八〇三番二	八号
		七八四番七	九号
		七八五番二地先道 路敷	十号

一 区域の名称 三月田  
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市町村大字	字	地番	標柱番号
大原			
加茂			
三代			
		七三八番一	一号
		七三九番一	二号
		七四二番	三号
		一六四三番一	四号から六号まで
		一六四三番三	七号
		一六四三番一	八号及び九号
		一六四六番	十号
		一六四八番	十一号
		一六四九番一	十二号及び十三号
		一〇七二番	十四号
		一六四五番	十五号
		七三九番一	十六号

一 区域の名称 下ヶ原1  
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線により囲まれた区域

郡市町村大字	字	地番	標柱番号
益田			
白上			
		イ九八〇番	一号
		イ一七四一番	二号
		イ一七四四番	三号
		イ九九六番三	四号
		イ一八一二番	五号
		イ一八一一番一	六号
		イ一〇三三番一	七号及び八号
		イ一〇一一番統一	九号
		イ一〇一一番	十号
		イ一〇〇九番一	十一号
		イ一八一〇番	十二号
		イ一〇〇九番一	十三号
		イ一〇〇八番一	十四号
		イ九九二番三	十五号
		イ九九三番	十六号
		イ九八八番	十七号
		イ九八二番三	十八号

一 区域の名称 三谷(追加)  
二 土地の表示

ア 昭和五十九年三月三十日島根県告示四百三十三号で指定した標柱一号から三号までを順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱二十号から二十四号までを順次に結んだ線、標柱二十五号から三十三号までを順次に結んだ線、標柱二十号と三十三号を結んだ線、標柱一号と二十五号を結んだ線及び標柱三号と二十四号を結

んだ線により囲まれた区域  
 イ 昭和五十九年三月三十日島根県告示四百三十三号で指定した標柱五号と六号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱三十四号から四十三号までを順次に結んだ線、標柱五号と三十四号を結んだ線及び標柱六号と四十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美濃	美濃	美濃	三谷		一五二番一	二十号
						一九五五番	二十一号
						一九五二番	二十二号
						一一二番	二十三号
						六二〇番一	二十四号及び二十五号
						六二六番	二十六号から二十八号まで
						一一〇番	二十九号
						一一八番	三十号及び三十一号
						一五三番	三十二号及び三十三号
						一九三五番	三十四号
						一九三四番四	三十五号及び三十六号
						五八九番	三十七号
						五九三番	三十八号
						五九四番一	三十九号
						五九五番一	四十号
						五九五番二	四十一号
						六〇一番	四十二号
						六〇二番	四十三号

一 区域の名称 城跡1  
 二 土地の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美濃	美濃	美濃	朝倉		二七七番一	一号
						七六二番一	二号
						七六八番	三号
						七六七番一	四号及び五号
						七六七番一	六号
						二七一番一	七号
						二七二番三	八号
						二七三番	九号

一 区域の名称 城跡2  
 二 土地の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美濃	美濃	美濃	朝倉		九五八番七	一号
						九五八番四	二号から四号まで
						九五八番一	五号
						二六九番一	六号及び七号
						二六九番四	八号から十号まで
						九五八番七	十一号

一 区域の名称 郷下  
 二 土地の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱一

号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
美濃		美都		都茂		一九七九番一	一号
						四三七七番一	二号
						一九七五番一	三号
						四三六四番	四号
						四三六二番	五号
						四三五六番一	六号及び七号
						一九三三番一	八号
						一九二八番一	九号
						一九一九番三	十号及び十一号
						一九三〇番三	十二号及び十三号
						一九三九番一	十四号
						一九四三番	十五号
						一九五四番四	十六号
						一九七八番一	十七号
						一九七七番	十八号
						一九七九番三	十九号

- 一 区域の名称 法師淵上
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足		柿木		下須		五五番一	一号
						九五一番一四	二号
						六一番一	三号
						七一番一	四号

						七五番一	五号
						四〇番一	六号
						四八番	七号
						五三番一	八号

- 一 区域の名称 飯美
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線により囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐		布施		飯美		原畑二	二六二番一
						原畑一	二六一番一
						角奥一	二六〇番
						原畑一	三〇八番
						三〇三番	四号
						二九八番一	五号
						二九四番	六号
						二八五番	七号
						二八七番一	八号
						二六八番一	九号
							十号

島根県告示八百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義





都市機能の充実を図り、人口の定住化を図る

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「用途転換・用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「優良な農地との健全な調和」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

三刀屋木次インターチェンジの開設に伴う交通容量の増大に対応して、国道五四号の四車線化を図るとともに、市街地の骨格を形成する主要地方道安来木次線の未整備区間の早期整備を進める。また、県道三刀屋木次インター線に接続する都市内道路の整備を推進する。

また、整備水準の目標としては、用途地域内における幹線道路は、概ね二十年後までには、一平方キロメートル当たり三・二キロメートルを確保することを目標として整備を進める。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害のおそれがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、斐伊川の治水対策については、昭和四十七年七月の降雨を踏まえ、斐伊川中流部の放水路、宍道湖の湖岸堤の整備により、洪水に対す

る都市機能の保全を図るものとする。その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施洪水の安全な流下を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率をおおむね九十五パーセントとする。

河川については、一級河川斐伊川は年超過確率百五十分の一に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保すること目標に整備する。

(3) その他の都市施設

ア 基本方針

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用川に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。また、一般廃棄物のリサイクル及び最終処分を行う広域的なごみ処理施設を整備する。

(三) 市街地開発事業の方針

市街地の進展状況に応じた市街地開発事業や地区計画等に基づく計画的な整備を推進する。特に、三刀屋木次インターチェンジに近く、未利用地が多く残っている下熊谷地区においては、市街地開発事業等の実施により、計画的な都市基盤整備が行われるよう誘導する。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

本区域の財産である自然を大切にしながら、住民に憩いの場の提供や親しまれる空間づくりに努め、広域的観光資源の位置づけを図るとともに、人と自然がふれあい、やすらぎの持てる住みよい環境のまちづくりを推進する。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約七パーセント、おおむね十四ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり二十五平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出  
公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十月九日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、木次町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、木次土木建築事務所及び木次町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二・五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年9月30日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話 )

(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名

木次都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月三十日

一 開発区域

安来市鳥木町字松本八三番地八

面積 三三〇・五九平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市鳥木町八九番地

鳥木町内会代表 古曳光則

島根県知事 澄田信義

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月三十日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

能義郡伯太町大字安田六四六番地一 外二十一筆

面積 一七、一八〇・〇〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

能義郡伯太町大字東母里五八〇番地

伯太町長 池田浩昭

平成十五年九月三十日印刷  
平成十五年九月三十日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行